

JEAC4111・JEAG4121質問対応

No.	質問日	章項番	質 問 内 容	回 答
1-1	H20.7.25	4.2.2 品質マ ニユア ル	要求事項「4.2.2 組織は、次の事項を含む品質マニュアルを作成し、維持すること。」 JEAG4121解説において、「トップマネジメントが作成、維持に関与することが求められる。」とあります。 ここで「関与する」とは、品質マニュアルはすべてトップマネジメントすなわち社長が承認しなければならないと解釈するのでしょうか？ （補足説明） 当社の品質マニュアルの構成と承認権限は以下のとおりとなっています。 ・原子力品質保証規程（社長決裁の会社規程。JEAC4111の逐条的内容を記載せず、管理責任者に品質マニュアルを定めさせることを規定する。社長の直接実施事項、組織概要、安全文化醸成等を記載） ・品質マニュアル（原子力部門の管理責任者が承認する。JEAC4111を逐条的に満たす。） ・品質マニュアル（独立監査部門の管理責任者が承認する。内部監査についてJEAC4111を満たす。） なお、当社では保安規定の品質保証計画は、品質マニュアルの扱いではありませんが、社長名で手続きをとって提出しています。	品質マネジメントシステムが、”品質方針及び品質目標を設定するため、並びにその目標を達成するため、組織を指揮し、管理するためのシステムである”（JEAG4121-2005 P61参照）ことを勘案すれば、組織の品質マネジメントシステムの骨格を記述した文書である品質マニュアルの作成、維持にトップマネジメントが関与することは、一般的には当然のことと思われます。 ご質問の意図は、「関与する」の具体的な方法に関するものと理解しますが、当該の文書を承認していれば関与のエビデンスとしてわかりやく、推奨される方法ではありますが、それ以外の関与の方法を否定するものではありません。例えば、説明を受けた品質マニュアルの内容にトップマネジメントが同意した議事録を残したり、品質マニュアルの内容をトップマネジメントがレビューした別の記録などがあれば問題ありません。